

令和 7 年度
職業能力開発論文コンクール実施要領

1 趣旨

職業能力開発に携わる方等によって執筆された職業能力開発の実践等に係る論文のうち、多様で柔軟な職業能力開発の推進や障害者に対する職業能力開発等に関する優秀な論文を選定し、広く関係者等へ周知をすることによって職業能力開発関係者の意識の啓発を図り、もって職業能力開発の推進と向上に資することを目的とする。

2 主催

厚生労働省

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

中央職業能力開発協会

3 応募対象

職業能力開発に携わっている、または過去に携わった者で、応募テーマについて論ずることができる者。複数の者による執筆も可能とすること。

4 募集要領

(1) 募集締切

令和 7 年 7 月 31 日（木）まで

（郵送で応募される場合は、締切日の消印まで有効）

(2) 応募先及び問い合わせ先

職業能力開発総合大学校 基盤整備センター 企画調整部 職業訓練教材整備室

所在地：〒187-0035 東京都小平市小川西町 2-32-1 3 号館 3 階

電 話：042 (348) 5076

電子メールアドレス：concours@jeed.go.jp

(3) 応募方法

ア 応募にあたっては、次表の①から④までの提出物を電子メール（添付ファイルは 10MB 以内）または郵送（CD-R 等の記憶媒体）により上記応募先あて送付すること。

提出物	提出ファイル形式
① 応募論文	Microsoft Word 形式と PDF 形式の 2 つ
② 投稿者連絡票	Microsoft Excel 形式
③ 引用資料	PDF 形式 ※引用箇所がある場合
④ 参考資料	PDF 形式 ※参考資料がある場合

イ 電子メールによる場合は、件名を「コンクール応募論文の送付」とすること。

ウ 郵送による場合は、封筒の表に「コンクール応募論文在中」と朱書すること。

エ 事務局は応募論文を受領後、主執筆者あて受領確認のメールを送信することから、提出物を送付後 1 週間以内に受領確認のメールを受信できない場合は、上記（2）の問い合わせ先に確認すること。

オ 上記提出物は、返却しないものとする。

(4) 応募テーマ

次表の①から⑦までのいずれかのテーマについて論ずるものとする。ただし、各テーマに対して副題を設けテーマを絞って論じてよい。

応募テーマ	概 要
① 多様で柔軟な職業能力開発の推進	経済社会情勢の急速な変化に対応するため、個々の企業や労働者のニーズを考慮した一律的ではないオーダーメイド型職業訓練や求職者支援訓練の取組等多様で柔軟な職業能力開発について論ずるもの
② 高度で専門的な技能の維持・継承	若年層を中心にした、いわゆる技能離れや熟練技能者の高齢化といった問題に際して、いかにして高度で専門的な技能を維持・継承していくかについて論ずるもの
③ 新たな技能・技術領域の職業能力開発に必要な専門知識・技能・技術及び指導方法に関する調査・研究	技術革新の進展、産業構造の変化等に対応した職業訓練を積極的に実施するために、職業訓練指導員等が必要とする専門知識や技能・技術及び指導方法に関する調査・研究について論ずるもの
④ 障害者に対する職業能力開発	障害者に対する職業能力開発に関しての取組、各種改善事項の今後の課題等について論ずるもの
⑤ キャリア形成支援に関する取組み	職業能力開発施設等における訓練生に対するジョブ・カードを活用したキャリアコンサルティングの実施等、キャリア形成支援の実践について論ずるもの
⑥ 今後の職業能力開発	今後の職業能力開発の在り方について論ずるもの
⑦ 職業能力開発の実践	上記①～⑥の区分に該当しない職業能力開発の実践について論ずるもの

(5) 論文作成の注意点

ア 応募論文は未発表のものに限ること。

イ 本文は和文とし、5,000字～16,000字とすること。（1ページの本文は1,600字程度とし、図表を用いる場合は、1ページ1,200字程度で編集のこと。図表が大きな場合は引用資料として別に添付し、本文中においては引用とすること。）

ウ 使用するフォントは、明朝体11ポイントとすること。

エ 用紙はA4版縦置きに横書きとし、行数は1ページ40行とすること。

オ 通しのページ番号を付けること。ページ番号は明朝体10ポイント、位置は中央下、マージンは下端から15mmとすること。

カ 1ページ目は、所属名、主執筆者名及び共著者名（以下「投稿者」という。）を記載することとし、2ページ目にテーマ、副題及び要旨を記載した上で論ずること。

なお、参考の様式を用いてもよいこと（上記イの文字数の対象外）。

キ 投稿者の著作物からの引用であっても文末に引用資料及び参考資料について記載すること（上記イの文字数の対象外）。

ク 謝辞は審査への影響を考慮し、記載しないこと。

(6) 投稿者連絡票の作成要項

ア 主執筆者は投稿者連絡票を作成すること。

イ 投稿者連絡票は、指定の様式を職業能力開発総合大学校基盤整備センターのホームページからダウンロードし使用すること。

<https://www.tetras.uitec.jeed.go.jp/25ronbun>

ウ 提出データの引用資料、参考資料については、提出するファイル数を記載すること。

エ 次の①及び②について、確認すること。

① 著作権・肖像権等については既に了解が取れている（もしくは抵触していない）。

② 受賞決定後に周知・広報に使用することは共著者と所属先から既に了解が取れている。

5 審査方法

(1) 審査委員会

職業能力開発に関する学識経験者等により構成する審査委員会を設置して応募論文の審査を行う。

(2) 審査の観点

創意工夫性、内容（説得性、論理性等）、職業訓練への有効性等の観点により審査を行う。

(3) 審査結果

審査結果は、11月頃に入賞者に文書で通知するほか、入賞者一覧を厚生労働省ホームページにおいて公表する。入賞者以外には通知は行わない。

なお、入賞者に対しては、各賞担当主催団体から表彰等に関して電話連絡等を行う場合があること。

6 表彰等

(1) 入賞

入賞した論文は、次の各賞として表彰を行う。

なお、各賞の入賞本数は、特に定めないものとする。

ア 厚生労働大臣賞（特選）

応募のあった論文のうち極めて優秀と認められるもの

イ 厚生労働大臣賞（入選）

応募のあった論文のうち優秀と認められるもの

ウ 特別賞（独立行政法人 高齢・障害・求職者雇用支援機構理事長賞）

特別賞（中央職業能力開発協会会長賞）

応募のあった論文のうち優良と認められるもの

(2) 副賞

入賞者には副賞として記念品を贈呈する。

(3) 表彰

人材開発促進月間に開催予定の職業能力開発関係表彰式において表彰を行う。

7 著作権・使用权

投稿者以外の第三者が知的財産権を有するもの(著作物等)を使用した応募論文を除いて、自作・創作した応募論文の著作権については投稿者に帰属するが、受賞論文の受賞決定後の使用权については、主催団体に帰属することとし、次の「8 受賞論文の周知広報等」のとおり、事後活用する。

また、投稿者以外の第三者が知的財産権を有するもの(著作物等)を使用した応募論文が、コンクールの受賞論文として選定された場合の受賞後の活用については、投稿者以外の第三者、受賞者及び主催団体の三者で使用权について協議することとし、協議が整わなかった場合は、当該論文は事後活用しないこととする。

なお、応募論文に関する著作権・肖像権等については、投稿者連絡票に基づき、確認したものとして扱うこと。

8 受賞論文の周知広報等

受賞論文については、職業能力開発総合大学校基盤整備センターのホームページ等に掲載して、周知広報・啓発活動に広く活用する。また、受賞者の所属や氏名などの情報についても、主催団体で編集を行っている雑誌や電子媒体、さらには、主催団体が実施する研修などに掲載・活用する。